

社会医療法人入間川病院 介護老人保健施設狭山ケアセンター

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人入間川病院が介護保険法に基づいて運営する介護老人保健施設「狭山ケアセンター」（以下、「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設職員（以下「従業者」という）が要介護状態と認定された入所者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、利用者各人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活における世話をを行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援施設及び他の居宅サービス施設並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名 称 狭山ケアセンター
- 2 所在地 埼玉県狭山市北入曽1443-7
- 3 定 員 100人

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1人以上（管理者が兼務）
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 3 支援相談員 1人以上
支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 4 看護職員 10人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 5 介護職員 24人以上
介護職員は、心身の状況等に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 6 理学療法士または作業療法士 1人以上
理学療法士及び作業療法士は、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 7 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 8 薬剤師 1人
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか利用者に対し服薬指導を行う。
- 9 事務職員 2人以上
事務職員は、必要な事務を行う。
- 10 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（介護老人保健施設サービスの内容）

第5条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療等が必要と認められる者とする。
- 2 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ① 利用者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。
 - ② 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。

- ③ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
- ⑥ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 栄養、利用者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- ⑧ 退所にあたっては、居宅介護支援施設や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条

- 1 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等を踏まえて、利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1 介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

① 食費 1,900円/1日

(朝食 560円、 昼食 670円、 夕食 670円)

ただし、食費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定

証に記載されている額が1日あたりの食費負担額の上限となる。

② おやつ代(嗜好品) 100円/1日

③ 居住費(療養室の利用費)

従来型個室 1,640円/1日、 多床室 450円/1日

ただし、居住費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載されて

いる額が1日あたりの居住費負担額の上限となる。

④ 利用者が選定する特別な療養室の利用料

1人室 2,200円(税込)／1日、 2人室 1,100円(税込)／1日

⑤ 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

⑥ 理美容代 2,200円／1回

⑦ 日常生活消耗品費 200円／1日

⑧ 教養娯楽費 100円／1日

⑨ その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 2 火気の取り扱いに注意すること。
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 4 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第11条

- 1 施設は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 身体的拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第13条

- 1 施設は、安全かつ適切に質の高い看護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護事故等を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 安全対策委員会・事故防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催する。
- 4 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を年2回以上実施する。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

（職員の質の確保）

第14条 従業者の資質向上のため、その研修の機会を確保し、業務体制を整

備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 従業者研修 年 2 回以上

2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（衛生管理）

第 15 条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
 - 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及び感染対策指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ① 感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延のための指針（感染対策指針）を整備する。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年 2 回以上実施する。
 - ④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - ⑤ 管理栄養士、栄養士、調理等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
 - ⑥ 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条

- 1 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人入間川

病院理事長と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染対策等に関する事項)

第18条

- 1 施設は看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに必要に応じて協力医療機関（入間川病院）感染対策部門の助言、指導を求めるものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント等に関する事項)

第19条

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 8 月 8 日から施行する。

平成 17 年	10 月	1 日一部改正
平成 18 年	4 月	1 日一部改正
平成 18 年	9 月	1 日一部改正
平成 19 年	1 月	20 日一部改正
平成 21 年	4 月	1 日一部改正
平成 22 年	2 月	10 日一部改正
平成 24 年	6 月	1 日一部改正
平成 28 年	10 月	1 日一部改正
平成 30 年	8 月	1 日一部改正
令和 1 年	10 月	1 日一部改定
令和 4 年	2 月	1 日一部改定
令和 7 年	1 月	1 日一部改定
令和 8 年	8 月	1 日一部改定